

見附市議会議長 様

令和 6 年 12 月 2 日

見附市議会議員 信賀 陽子

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】非常用充電式バッテリーを日常生活用具給付事業の種目に追加する必要性について

答弁を求める者 市長

6 月定例会において、「生命を維持するための電源の確保について」として、災害時の停電に備えて、日常生活用具給付事業の種目に非常用電源を追加して欲しいという主旨の質問をいたしました。

その際、「国で示している一定の品目に非常用電源が含まれていない、という理由と、①障がい者が安全かつ容易に使用できるものとして実用性が認められるもの、②障がい者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの、③用具の製作、改良又は開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの、という国の要件があり、それが理由で多くの自治体で事業の整理が上手く行っていない」、という内容の答弁をいただきました。

6 月定例会以降に、市内の医療的ケア児の保護者の方たちとの交流会に参加する機会があり、この経過をお話したところ、非常に落胆され「非常用電源は今すぐにでも必要です。停電で我が子が死んでしまうかもしれないと思うと不安です。」という切実な声を改めて聞きました。要望を受け、電源を必要とする医療的ケアを行う方たちのために、少しでも早く、是が非でも種目に加えなければならないという思いに至りましたので、改めて視点を変えて質問をいたします。

6 月定例会の質問では、地震や豪雨による水害などの大きな災害により発生する停電のみをイメージしておりましたが、8 月には本町の火災の影響で停電が発生したことから、自然災害以外にも停電発生のリスクがあることを考慮しなければならないと考えました。

* 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイ

No. 1



この時は、東北電力ネットワークの発表では「8月 22 日午後 3 時ころ停電が発生し、一時は約 200 戸が停電したが、23 日午後 11 時ころまでに復旧した」とされており、24 時間以上の停電であったことが分かります。

他にも停電の事例を調べたところ、記憶に新しいところでは令和 4 年の豪雪による県内各地での停電の事例もありました。この時は、積雪による倒木に伴う配電線の断線により県内各地で停電が発生し、倒木が除雪作業の妨げにもなり復旧にも時間を要しました。

これらの事例から、電源を利用する医療的ケアが必要な方たちが、停電で命の危機にさらされるリスクは、地震や水害などの自然災害に限られたことではなく、常に備えがあってしかるべきと考えました。

尚、6 月定例会の質問の際に「非常用電源装置」という表現をいたしましたが、今回は「非常用充電式バッテリー」といたします。

その理由は、ガソリン式の発電機は室内利用に適さないため、室内で安全に利用できる非常用充電式バッテリーに限定して議論したいからです。

以上の観点から、誰も取り残されない社会の実現を目指す見附市として、市民の願いを叶えない理由よりも叶えるための理由と共に探していただきたく質問いたします。

1 見附市での停電発生状況について

- (1) 過去 5 年間、見附市内で発生した停電の回数を把握されていますか。
- (2) 過去 5 年間で、見附市内で発生した停電は、最長どのくらいの時間の停電でしたか。

2 想定される消防本部の対応について

- (1) 停電により医療機器用の電源が必要になった障がい者のご家庭に、消防本部が市所有の発電機を届けたことが過去にあり、現在も緊急時には消防本部に対応を求めることが現実的な方法の一つになっています。非常時にご家庭に電源を届ける場合、何人が出動し、その業務に携わる時間は想定でどのくらいを要すると考えられますか。
- (2) 停電により電源の確保を必要とする障がい者の方を、消防本部が病院等の受け入れ先に搬送する場合、何人が出動し、その業務に携わる時間は想定でどのくらいを要すると考えられますか。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

3 県内の自治体の動向について

県内の自治体でも非常用充電式バッテリーを給付種目に加えている事例がいくつかあります。県内各自治体の公式サイトで確認したところ、新潟市、長岡市、上越市、新発田市、柏崎市、村上市、佐渡市、胎内市、関川村で給付種目をしている事例が確認できました。

国の要件を満たしていないなくても、それぞれの自治体の判断で給付種目に加えたものと考えますが、見附市でも判断が可能なものかお聞かせください。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 障がい者雇用を促進するための見附市の取り組みについて

答弁を求める者 市長

障害者の雇用促進等に関する法律施行規則等の改正により、本年4月から障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられることになり、障がい者の雇用促進に向けて見附市も努力されていると認識しております。

見附市内に限らず採用側の企業の中には、「雇用の必要性は分かっているが障がいのある人がどの様な仕事ができるのか分からない」、「受け入れて対応できるのか分からない」といった悩みがある企業があり、その一方で、障がい者を雇用している企業の中には、「本人の希望や障がい特性をもとにきちんと対応することで、特性を生かした業務を遂行することができている」との成功事例を紹介する企業もあります。

法的義務を果たす以前に越えなければならないハードルがある企業もあれば、すでにその先を行き業績に繋げた企業もあり、障がい者雇用を巡る企業の状況は様々と言えます。

昨年、友人たちと障がい者の地域生活に関わる団体を立ち上げ、障がい者雇用に関する問題の解消についても取り組みを始めました。今年5月に障がい者雇用に積極的な県内企業の見学会を行った際には、見附市にも協力をいただき、また市の職員の方にも積極的に参加していただきました。

見学先の企業からは、障がい者を雇用するのは法的義務だからという理由だけではなく、「特性を生かした働き方で戦力としても重要な存在になる」、「職場環境の改善につながる」、「業務の効率化につながる」など、様々なメリットが紹介され、参加者の方たちからは「企業側にとって負担ばかりではない事例を学ぶことができた」との感想を聞いています。

このような事例から、障がい者を知ること、障がい者と企業をつなぐことで、障がい者雇用が進むものと考えます。

また、市として障がい者雇用のためにできること、市の力で前進できることがあり、障がい者雇用の促進に向けて共に考えていただきたく、以上の観点により質問いたします。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

1 相談対応について

- (1) 法定雇用率の引き上げにより、企業から障がい者雇用についての相談を市でも受けていると思われますが、相談を受けて市として今後どのような対応をされる見込みか、見解をお聞かせください。
- (2) 就職を希望される障がい者の方ご本人や、保護者や学校及び支援機関などから市が相談を受けることはありますか。ある場合、相談を受けて市として今後どのような対応をされる見込みか、見解をお聞かせ下さい。

2 企業説明会について

- (1) みつけ就職ガイダンスをはじめとする合同企業説明会などには、障がい者雇用の視点や配慮、取り組みはありますか。
- (2) ある場合はどのような取り組みですか。
- (3) 障がい者雇用を考えている企業と就職を希望する障がい者とのマッチングを行うことで、企業も就職希望者も可能性が広がるを考えます。見附市ではそのような取り組みがあるのかお聞かせ下さい。

* 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ